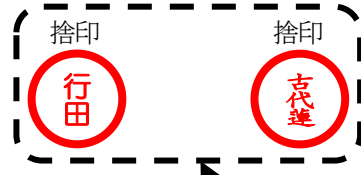


【記入例】 農用地利用権設定等申出書

令和 X 年 4 月 1 日



受付印

行田市
行田市農業委員会

下記のとおり、農業経営

**共有名義又は相続未登記の場合は○で囲み
共有者又は法定相続人の同意書を添付
(遺言書又は遺産分割協議書の写しでも可)**

**3枚全てに押印
(押印漏れに注意)**

申出者

(A)利用権の設定(移転)を受ける者(借受人)	(〒361-0052) 行田市本丸2番5号	048-556-1111	ぎょうだ たろう 行田 太郎	昭和24年5月3日
(B)利用権の設定(移転)をする者(貸付人)	(〒361-0024) 行田市大字小針2375番地1	048-559-0770	こだいはす はなこ 古代蓮 花子	昭和13年4月22日

(C)設定(移転)する土地の(B)以外の権原者等の有無 → 1.あり(同意書、別紙のとおり) ※該当する場合のみ○で囲むこと

1. 申出の内容

区域	(D)利用権を設定(移転)する土地			現況地目	面積	利用内容	始期	10aあたりの賃料	私期限	利用権の種類	備考
	大字	字	地番								
1.農振 2.その他	小針	沼通	2371-1	1.田 2.畑 3.その他	341	1.水田 2.普通畑 3.その他	令和X年6月15日	10年 (5,000円)	12月末迄	1.賃貸借 2.使用貸借	
1.農振 2.その他	小針	沼通	2372	1.田 2.畑 3.その他	1,249	1.水田 2.普通畑 3.その他	令和X年6月15日	10年 (米30kg分)	12月末迄	1.賃貸借 2.使用貸借	
1.農振 2.その他	小針	沼通	2373-1	1.田 2.畑 3.その他	1,177	1.水田 2.普通畑 3.その他	令和X年6月15日	10年 (米30)	12月末迄	1.賃貸借 2.使用貸借	
1.農振 2.その他	小針	沼通	2374-1	1.田 2.畑 3.その他	980	1.水田 2.普通畑 3.その他	令和X年6月15日	10年	月日迄	1.賃貸借 2.使用貸借	

**登記簿上の名義の方を記入
(死亡の場合は代表相続人)**

**登記簿上の面積
(台帳面積)を記入**

10aあたりの賃料を記入

面積の合計を記入

**農地所有適格法人以外の法人が
借受人の場合等は○で囲む**

**賃料を支払う場合は賃貸借
無償の場合は使用貸借**

(F)解除条件付き貸借 → 1.該当 ※該当する場合のみ○で囲むこと

2. 共通事項 別紙のとおり

3. 利用権の設定(移転)等を受ける者の農業経営の状況等

利用権の設定(移転)等を受ける土地の面積(A)	氏名又は名称	行田 太郎	農作業従業日数	300日	家畜の飼養状況	農機具の所有状況
4,037 m ²	現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)	自作地 10,000 m ²	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)			
採草放牧地	借入地 40,000 m ²	合計 50,000 m ²	世帯員(構成員) 3人	農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者) 3人(0人)	乳牛 頭	耕耘機 台
その他	採草放牧地		農業雇用労働力(年間延日数) 300延人日	主として農業に従事する者 人(人)	豚 頭	トラクター 1台
				従として農業に従事する者 人(人)	鶏 羽	のみすり機 台
						乾燥機 台
						田植機 1台
						コンバイン 1台
						トラック 1台

職員記入欄

確認者	<input type="checkbox"/> 名義 <input type="checkbox"/> 押印 <input type="checkbox"/> 所在 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 期間 <input type="checkbox"/> 借賃等 <input type="checkbox"/> 返却先 <input type="checkbox"/> 都市計画区域 <input type="checkbox"/> 農業者年金() <input type="checkbox"/> 納税猶予()	登録	1.新規 2.再設定 3.その他	受付番号
-----	---	----	------------------------	------

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、災害その他の不可抗力により収益が1の各筆明細に定められた借賃の額より少なくなったときは、民法（明治29年法律第89号）第609条により、乙は甲に対してその収益の額に至るまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微なものであるときは、甲の同意を得るものとする。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金、

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 30 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 解除条件付貸借の場合の追加事項（乙が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に限る）

① 契約の解除

甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会に農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第1項に定めるところにより報告しなければならない。

③ 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的に農地を利用しているとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務執行役員等のいずれもが農地を適正に利用しているとき。

④ 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、目的物の利用に関する権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその目的物を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から 30 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りでない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に借賃の未払い額を違約金として支払う。

(11) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

契約期間満了後、農地を返還するまでの日数を記入

農地所有適格法人以外の法人が借受人の場合等は、契約解除後、農地を返還するまでの日数を記入

3枚全てに記名・押印
(押印漏れに注意)

令和 X 年 4 月 1 日

甲(貸主) 古代蓮 花子

乙(借主) 行田 太郎

